

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を認可し、同条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項前段の規定に基づき公告したので、同法施行規則第 39 条第 3 項の規定により次のとおり掲示する。

令和 7 年 10 月 24 日

横浜市長 山 中 竹 春



公告の内容

横浜市公告第 618 号

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年10月24日

横浜市長 山 中 竹 春

1 組合の名称

関内駅前北口地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和 7 年 6 月25日から令和15年 3 月31日まで

3 施行地区

中区真砂町 3 丁目 33 番の 1、33 番の 2 の一部、33 番の 3、33 番の 4、34 番の 1 から 34 番の 6 まで、35 番の 1、35 番の 2、36 番、36 番の 2、36 番の 3、37 番の 1 から 37 番の 3 まで、38 番の 1 及び 38 番の 3 並びに万代町 1 丁目 7 番の 7 の一部並びに蓬莱町 1 丁目 7 番の 6 の一部並びに港町 2 丁目 9 番の 2 の一部、9 番の 3 の一部及び 3 丁目 10 番の 1、10 番の 2 の一部、10 番の 3、10 番の 4、11 番の 1 から 11 番の 4 まで、12 番の 1 から 12 番の 4 まで、13 番、14 番及び 14 番の 4

4 事務所の所在地

中区真砂町 3 丁目 33 番地

5 設立認可の年月日

令和 7 年 6 月 25 日

6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	令和 7 年 6 月 25 日から令和 15 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 6 月 25 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

7 事業計画変更の認可年月日

令和 7 年 10 月 24 日